

「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」及び「食物アレルギー対応実施手順書」 の改正について

1 概要

「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」（以下「対応方針」という。）及び「食物アレルギー対応実施手順書」（以下「実施手順書」という。）は、東調理場の供用開始に伴い、令和 5 年度 2 学期から市立中学校での食物アレルギー対応が開始されることを踏まえ、それぞれ令和 4 年 10 月に大幅な改正を行い、現行の内容としている。

この度、令和 5 年度 2 学期から令和 6 年度前半までの食物アレルギー対応を実施するなかでの学校現場（特に中学校）での実践状況を踏まえ、安全・安心を前提に児童・生徒の実態に沿った食物アレルギー対応を行うため、対応方針及び実施手順書に記載された対応スケジュールや手順の一部及び・文言等を整理するとともに、令和 6 年度より実施されている学校給食費の無償化を踏まえた改正を行う。

2 改正内容

（１）対応方針について

- ①学校給食費の無償化によるもの
 - ・牛乳代金の返金に関する規定の削除
- ②考え方を明示するもの
 - ・自己除去による食物アレルギー対応は認めないことの明示（改正前からの共通認識）
- ③対応スケジュールの変更によるもの
 - ・４月の給食提供開始当初から食物アレルギー対応を開始するための改正
 - ・学校（食物アレルギー対応委員会）と市教育委員会の役割を明示
- ④国の制度変更によるもの
 - ・消費者庁が定める特定原材料等の変更（令和 6 年 3 月 28 日改正）
- ⑤その他、文言の整理等によるもの
 - ・ダブルチェックによる対応部分の文言の整理や不要な文字の削除

（２）実施手順書について

- ①学校給食費の無償化によるもの
- ②対応スケジュールの変更によるもの
- ③「アレルギー対応カード」の運用に関するもの
 - ・中学校で「アレルギー対応カード」のサイズを弾力化するための改正
 - ・「アレルギー対応カード」の運用方法を弾力化するための改正
- ④「アレルギー食対応表」の運用に関するもの
 - ・確定版の「アレルギー食対応表」を明確化するための改正
- ⑤食物アレルギー対応の解除に関するもの
 - ・解除時の確認書類の原本保管場所を学校とするための改正

3 施行日

令和 6 年 11 月 1 日